

大学間交流協定に基づく交換留学誓約書

静岡県立大学国際交流センター長 様

私は、大学間交流協定に基づく交換留学に出願及び参加にあたり、次の諸事項を理解し、同意します。

なお、誓約事項に反した場合、参加資格が取り消されたり、静岡県立大学（以下、本学）の支援を受けられなくなったりしても、異議を申し立てません。

協定留学出願に関する事項

1. 交換留学派遣候補者として選抜された後は、本学が正当と認めたとき以外、辞退は認められないことを了承します。
2. 募集要項記載事項、参加にかかる経費、その他留学におけるリスクを理解し、**事前に保証人等（親等）の了解を得て出願**します。また、留学にかかる所定の費用（本学学費、海外旅行保険費、派遣先大学学費（授業料負担型）、宿舍費、学生保険費等）は、必ず定められた期日までに支払います。
3. 派遣先大学が所在する国・地域の安全上の状況によっては、本学が派遣の中止・延期または帰国勧告を決定する場合がありますことを理解し、その決定・指示に従います。また、自己都合辞退を含め、これらに伴う航空券のキャンセル料金等、その他辞退・緊急帰国に伴う費用は、私が負担します。
4. 本学において派遣候補者として選抜された者は、派遣先大学へ候補者として推薦されるが、派遣先大学による受入を保証するものではなく、派遣先大学が受入の最終決定を行うことを了承します。
5. 交換留学申込書やその他提出書類に記載された個人情報、渡航や参加手続きの目的のため、派遣先大学等、共有、利用されることに同意します。
6. 既往症などがある場合には、その旨を国際交流センターに報告のうえ、かかりつけ医師等に相談し、その判断に従います。

学内選考合格後に関する事項

7. 協定校への出願に必要な諸手続き（必要経費支払い、宿舍手配、パスポートや査証取得、保険加入、履修登録等）は責任をもって確認し、指定期日までに行います。諸手続きを全うしていないと判断された場合、参加資格の取り消し等の措置がされる場合がありますことを了承します。
8. 留学に必要な諸手続き（所属学部・研究科における留学手続き、本学における奨学金受給に関する手続き、その他資格課程に関する手続き等）は責任をもって確認し、指定期日までに行います。
9. 出発から帰国までの全期間が保証されるよう、**自らの責任において日本で海外旅行保険に必ず加入します。日本の海外旅行保険に加入した場合であっても、派遣先大学や派遣先国が指定する保険への加入が求められた場合は、双方の保険に加入することを了承します。**

協定留学期間中に関する事項

10. 留学期間中は、滞在国の法令、本学及び派遣先大学の規則を遵守し、指導教員、留学担当者等の指示に従います。また、自覚と自己の責任において派遣期間を全うし、本学の学生として恥ずかしくない行動をとります。
11. 留学期間中、災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪などによる損害や不慮の災難について、本学が一切責任を負わないことを了承します。また、リスクを伴うアクティビティー（車・オートバイの運転を含む）への参加はせず、留学先等で発生した、不注意による対物・対人の賠償については、私が全ての責任を負います。
12. 交換留学の趣旨を理解し、派遣先大学で学業等に励み、決められた講義等を履修します。学業成績や参加姿勢に問題があり、途中帰国の措置を判断された場合はこれに従います。この場合、奨学金返還、留学後の単位移行手続

きが認められない等の措置がされる場合があることを了承します。

13. 留学期間中は、本学に対し現地到着報告、近況報告を行います。
14. 留学中に帰国日・帰国便の確定、滞在先、連絡先メールアドレス等の変更があった場合には速やかに報告するとともに、定期的に現状を報告します。

協定留学終了後に関する事項

15. 帰国後は1週間以内に帰国報告書を学生室へ提出し、派遣先大学で取得した単位の読み替えを希望する場合は所定の手続きを行います。また、交換留学レポート、留学に関するアンケートを国際交流センターへ提出します。
16. 私の肖像・氏名・所属学部学科等の個人情報が静岡県立大学のパンフレットなどの広報物およびホームページなどの情報メディアにおいて使用されることを了承します。

申請者記入欄：

氏名		学部・研究科	
学籍番号		学年	

保護者（保証人）記入欄：

保護者（保証人）は、上記誓約書に記載されている事項及び学生本人の協定留学に同意し、学生本人が誓約事項を遵守することを保証します（保護者（保証人）自筆のこと）。

記入日 年 月 日

氏名	(続柄：)	電話	
住所	〒		